

草の根・人間の安全保障無償資金協力

外部委嘱制度について（概要）

1. 制度設立の背景

草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下草の根無償）については、平成元年度に3億円の予算規模で開始しましたが、開始以来、対象国、要請案件数、実施案件数が飛躍的に増大しています。予算規模の増大に伴い、関係業務量の増加だけではなく、より専門的な知見が求められるようになり、その執行体制の強化の必要性が求められています。

このような観点から、平成9年度より、草の根無償の実施に係る作業のうち、当該分野に対する専門知識を必要とする業務、及び外部に委嘱することでより一層効率的・効果的な援助が実施され、供与資金の適正執行も確保しうると判断される業務については、本制度を利用し、草の根無償業務の補助的作業を委嘱できるようになりました。

2. 外部委嘱員の業務の概要

大使館等の在外公館の草の根無償担当者等が検討することを決めた案件または実施することを決めた案件について、担当者の指示に従い、外部委嘱員は以下のような業務を行います。但し、以下にあげる業務は一例であり、在外公館により一部業務の変更はあり得ます。

（1）案件の形成に係る調査、事前調査

草の根無償案件の実施前に、当該地域の現状、問題点、援助ニーズ、当該地域あるいは分野におけるNGO等の活動状況、他ドナーの援助動向等を踏まえ、案件の形成又は実施に必要な事前調査を行います。必要に応じ、現地のサイトに行くこともあります。また、要請を行ったNGO等の団体と詳細な点も含め調整を行います。

（2）贈与契約の署名式、供与式のアレンジ

実施に至る案件につき、在外公館担当者の指示に従い、贈与契約の署名式のアレンジを行います。また、施設建設案件や機材供与案件等で実際に計画が終了した際には、オープニングセレモニーや供与式をアレンジします。これらは日本の援助が「目に見える」ようになる瞬間であり、現地のメディア等を呼び、広報を行います。

（3）報告書等の文書の取り付け

要請書、報告書等、草の根無償の実施に係る文書を被供与団体から取り付けます。

（4）実施状況モニタリング、フォローアップ

これまで実施した案件について、現時点における実施状況のモニタリングを行い、当該案件の適正な運営を確保するとともに、以後同様の案件を発掘し、実施する場合の指針、教訓を得るためのフォローアップを実施します。

（5）案件監理、報告書の作成等

近年、ODA案件の適正な実施について世論の関心が高まっており、案件の実施に当たっては一層適正な実施となるよう努める必要があることを踏まえ、多数の申請案件を適正に審査し、監理するための業務を実施します。

3. 外部委嘱員の性格

- (1) 外部委嘱員は在外公館職員として雇用または派遣されるのではなく、草の根無償という特定の業務の中で委嘱員にできる業務を、一定期間委嘱するものです。
- (2) 草の根無償は国の施策としての業務であり、政策判断（案件選定、資金の供与、どの団体と接触するか等）は在外公館の担当者が行います。
- (3) 外部委嘱員は、在外公館担当者の明確な指示を受けずに業務を行うことはできません。外部委嘱員は政策判断に関わらない事前調査、報告書取り付け、モニタリング等の補助的作業のみを行います。また、外部委嘱員には案件選定、資金の供与、新規案件を検討するか否かといった政策判断をする権限はありません。
- (4) 外部委嘱員は、業務上知り得たことや情報を決して対外的に明らかにしてはいけません。

・ 4 外部委嘱契約

- (1) 外部委嘱契約は会計年度内に開始し、会計年度内に終了します。契約期間は委嘱される業務の内容によります。また、同一人物による契約は、原則として最長3年間までとなります。
- (2) 契約額は、業務を行う大使館または総領事館の所在地ごとに一定の基準に基づき決定されます。また、住居費は必要に応じて実費が支給されます。
- (3) 日本から現地に赴く委嘱員については、往復航空賃（エコノミークラス最短距離往復）等を含めた契約額を支払います。
- (4) 委嘱契約であることに鑑み、傷害保険や入国査証（ビザ）については委嘱員が手配することになります。
(注) キューバの場合、公用旅券の発給が必要となりますので、旅券の発給及び査証の取得は日本国外務省を通じて一括して行うこととなります。
- (5) その他詳細については個別にご照会ください。

(了)